

業績勘案率（案）について

独立行政法人国立青年の家の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

○独立行政法人国立青年の家

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は 1. 0 とする。

注：上記については、別添の「独立行政法人国立青年の家における XXXX 前理事長の業績勘案率について」（平成 17 年 3 月 3 日文部科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会青少年部会決定）等に基づき、業績勘案率を 1. 0 とするものである。

独立行政法人国立青年の家における  
 前理事の業績勘案率について

平成17年 3月 3日

文 部 科 学 省  
 独立行政法人評価委員会  
 スポーツ・青少年分科会  
 青 少 年 部 会

独立行政法人国立青年の家における前理事の業績勘案率については、「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家における業績勘案率の基準について」（平成16年12月16日文科科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会青少年部会決定）（参考資料）に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間（業績勘案率適用期間）  
 平成13年4月1日～平成16年3月31日  
 （平成16年1月1日～3月31日）
2. 「機関実績勘案率 $\alpha$ 」について
  - (1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について  
 前理事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～3月31日であり、機関実績勘案率の算出にあたっては、平成15年度に係る実績評価結果に係る実績評価が対象となる。
  - (2) 機関実績勘案率 $\alpha$ の算出
    - ①平成15年度機関実績勘案率  
 平成15年度業務実績評価に占める項目別評価の評定の割合は以下のとおり。また、今回は、国立青年の家の業務全般について責を負う理事長の補佐職にあった者の機関実績勘案率を算定することから、すべての評価項目について、均等にウェイト付けを行うこととし、別添1の換算表により評価を行うこととする。  
 よって、換算表に照らし平成15年度に係る機関実績勘案率については、1.0とする。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数	項目別評価における各評定の割合
A+ 特に優れた実績を上げている	0	0%
A 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている	7	88%
B 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている	1	12%
C 中期計画を十分に履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要	0	0%
C- 評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある	0	0%

○項目別評価の内訳

	A+	A	B	C	C-	計
I. 業務運営の効率化に関する事項	0	1	1	0	0	2
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	0	3	0	0	0	3
III. 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画～VIIその他主務省令で定める業務運営に関する事項	0	3	0	0	0	3
計	0	7	1	0	0	8

②機関実績勘案率  $\alpha$

ア) 前理事の平成15年度に係る業績勘案率適用期間は、平成15年度3月であること。

イ) 平成15年度に係る機関実績勘案率は1.0であることから、

機関実績勘案率  $\alpha$

$$= (15年度機関実績勘案率 \times 15年度に係る業績勘案率適用月数) / \text{機関実績勘案率適用月数}$$

$$= (1.0 \times 3) / 3 = 1.0$$

ゆえに機関実績勘案率  $\alpha$  は、1.0とする。

3. 「個人業績勘案率  $\beta$ 」について

個人業績勘案率については、国立青年の家の算出した結果を参考として、当部会において評価を行った結果、1.1とすることとする。（別添2参照）

4. 「業績勘案率  $\varepsilon$ 」の算出

上記、「機関実績勘案率  $\alpha$ 」=1.0、「個人業績勘案率  $\beta$ 」=1.1から、基礎業績勘案率  $\varepsilon' = 0.75 \times 1.0 + 0.25 \times 1.1 = 1.025$  となり、小数点第2位を四捨五入し、1.0となる。

当部会としては、基礎業績勘案率1.0を基に、前理事の①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況、②目的積立金の積立状況を勘案し、業績勘案率  $\varepsilon$  については、1.0とする。

【在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況】

前理事については、役員報酬に対し、法人及び個人の業績の反映はなかった。

国立青年の家では、役員の期末特別手当については、「文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にしてその額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる」との規定を役員給与規程に定めているものの、当該規定の運用に関する基準・細則を策定しておらず、今後、運用基準・細則の策定を法人に求めることとする。

【目的積立金の積立状況】

前理事の在職期間には目的積立金の積立の実績はなかった。

## 機関実績勘案率の評定割合に関する換算表について

(単位：%)

評 価	勘案率	A <sup>+</sup>	A	B	C	C <sup>-</sup>
S	2.0	100	×	×	×	×
	1.9	90以上 100未満	10以下	×	×	×
	1.8	80以上 90未満	10超 20以下	×	×	×
	1.7	70以上 80未満	20超 30以下	×	×	×
	1.6	60以上 70未満	30超 40以下	×	×	×
A	1.5	50以上 60未満	40超 50以下	×	×	×
	1.4	40以上 50未満	50超 60以下	×	×	×
	1.3	30以上 40未満	60超 70以下	×	×	×
	1.2	20以上 30未満	70超 80以下	×	×	×
	1.1	10以上 20未満	80超 90以下	×	×	×
B	1.0	0以上10未満 0以上 100未満	90超100以下 0超 100以下	×	×	×
C	0.9		80以上 100未満		0超 20以下	×
	0.8		60以上 80未満		20超 40以下	×
	0.7		40以上 60未満		40超 60以下	×
	0.6		20以上 40未満		70超 80以下	×
	0.5		0以上 20未満		80超 100以下	×
F	0.4		80以上 100未満			0超 20以下
	0.3		60以上 80未満			20超 40以下
	0.2		40以上 60未満			40超 60以下
	0.1		20以上 40未満			60超 80以下
	0.0		0以上 20未満			80超 100以下

(別添 2)

独立行政法人国立青年の家における[ ]前理事  
の個人業績勘案率について

平成17年3月3日  
文部科学省  
独立行政法人評価委員会  
スポーツ・青少年分科会  
青少年部会

独立行政法人国立青年の家における[ ]前理事の個人業績勘案率については、独立行政法人国立青年の家の算出した結果を参考として、当部会で評価を行った結果、1.1とする。

独立行政法人国立青年の家の算出した結果に対する当部会としての評価の考え方については別紙のとおりとなるが、独立行政法人国立青年の家の算出した評価結果に対して、当部会としてどのような検討がなされたのかを明確にする観点から下記の取扱とした。

記

- ① 個人業績勘案率算出調書では、独立行政法人国立青年の家の算出値と部会決定値と比較できるようにしたこと。

## 個人業績勘案率の算出について

平成17年3月3日  
独立行政法人国立青年の家

役員退職の際に、法人の長が当該役員の任期中の個人的な業績に関し、評定を実施するにあたっては、下記により取り扱うものとする。

なお、青少年部会は当該評定結果を参考にしつつ、評価を行い、当該役員の個人業績勘案率(β)を0.0～2.0の間で決定することとする。

## 記

理事長が行う評定は、各評価項目毎に5段階で評定点を付し、評定項目のグループ毎にこれらの評定点の平均点を算出するものとする。

算出された平均点の合計を、評定項目のグループ数で除して、個人業績勘案率を算出する(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。

(別紙1「個人業績勘案率算出調書」に基づき、算出。評価根拠は個人業績調書を参照。)

$$\frac{(\text{第1グループ平均点} + \text{第2グループ平均点} + \text{第3グループ平均点} + \text{第4グループ平均点})}{\text{グループ数}} = \text{個人業績勘案率}$$

## ○評価項目(別紙2「個人業績勘案率の評価項目一覧」参照)

区分	評価項目
理事長	第1グループ評価項目(業績目標達成に向けてのリーダーシップ)
	第2グループ評価項目(業務マネジメント)
	第3グループ評価項目(組織・人事マネジメント)
	第4グループ評価項目(対外インパクト)
理事	第1グループ評価項目(業績目標達成のためのリーダーシップ)
	第2グループ評価項目(業務マネジメント)
	第3グループ評価項目(組織・人事マネジメント)
監事	第1グループ評価項目(監査方針設定と組織化活動)

### 前理事の個人業績勘案率算出調書

氏名	役員在職期間
	平成13年 4月 1日 理事就任 平成16年 3月31日 理事退任
評価期間	平成16年 1月 1日～平成16年 3月31日 (在職期間 3月)

### 評 定

#### 1. 業績目標達成に向けてのリーダーシップ (評価根拠は個人業績調書を参照)

区分	F	C	B	A	S	計	部会決定
	0.0～0.4	0.5～0.9	1.0	1.1～1.5	1.6～2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2				1.5		1.5	1.5
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4				1.5		1.5	1.5
合 計						5.0	5.0
平均点(a)						1.25	1.25

#### 2. 業務マネジメント (評価根拠は個人業績調書を参照)

区分	F	C	B	A	S	計	部会決定
	0.0～0.4	0.5～0.9	1.0	1.1～1.5	1.6～2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
評価項目3				1.5		1.5	1.5
評価項目4			1.0			1.0	1.0
評価項目5			1.0			1.0	1.0
評価項目6				1.5		1.5	1.5
評価項目7				1.5		1.5	
合 計						8.5	7.0
平均点(b)						1.21	1.17

#### 3. 組織・人事マネジメント (評価根拠は個人業績調書を参照)

区分	F	C	B	A	S	計	部会決定
	0.0～0.4	0.5～0.9	1.0	1.1～1.5	1.6～2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
合 計						2.0	2.0
平均点(c)						1.00	1.00

**個人業績勘案率の算出**

(第1グループ平均点(a) + 第2グループ平均点(b) + 第3グループ平均点(c)) ÷ グループ数(3)  
= 個人業績勘案率

**青年の家算出**

$$(1.25 + 1.21 + 1.00) / 3$$

=

**1.2**

**青少年部会算出**

$$(1.25 + 1.17 + 1.00) / 3$$

=

**決定個人業績勘案率**

**1.1**

# 個人業績調書

機 関 独立行政法人国立青年の家  
役 職 理 事  
氏 名 [REDACTED]  
在任期間 平成13年4月1日～平成16年3月31日  
(業績勘案率適用期間：平成16年1月1日～平成16年3月31日)

[REDACTED]氏(以下「同人」という。)は、国立青年の家(以下「青年の家」という。)が独立行政法人へ移行した平成13年4月1日に理事に就任し、平成16年3月31日までの在任期間中に次のとおりの業績があった。

## 1 業績目標達成のためのリーダーシップについて

同人は、平成13年の法人化と同時に理事に就任し、法人本部と施設の事務の一元化、システム化等の事務基盤の整備に取り組むとともに、就任以来、常に理事長を支え、職員との意思疎通を図り、職員に独立行政法人職員としての意識、特にコスト意識を浸透させ、業務運営の効率化、国民へのサービスの向上や財務内容の改善に積極的に取り組むよう、リーダーシップを発揮するとともに、経営理念を徹底させるため、熱意をもって指導に当たった。

### (1) 担当部門の業績目標の設定

中期目標に示されている利用者数の確保において、毎年度140万人程度の利用者数を目標値と設定し、広報活動を徹底して広報ツールであるホームページに関する戦略的な運用を行い、目標値を確保した。

### (2) 担当部門の業績目標の達成のための経営資源の調達

各年度を通じて独立行政法人教員研修センターからの委託事業を実施し、平成14年度からは文部科学省からも委託事業を実施することにより、外部資金の導入や事業内容の充実及び効率化を図った。

平成15年度には、外部資金を確保するために、寄附金や協賛金を受け入れるための規程を整備する他、外部委託を進め、利用者サービスの向上を図った。

経費節約においては、ペーパーレス化や光熱水料の節減及び外部委託契約の見直しの徹底を図り節減を行った。

### (3) 担当部門の業績目標の管理職層への目標展開

平成13年度の法人化当初から毎年度、所長会議、庶務課長会議及び事業課長会議を開催し、各施設の運営や課題等についての共通理解を深め、法人の方針等を徹底させた。

#### (4) 担当部門の業績目標達成のための課題設定

利用者サービスの向上においては、全施設におけるサービスの標準化を図るため、ミニマム・スタンダード（実行チェックリスト）を作成し、職員の意識改革に努めた。

平成15年度には、統合法人のメリットを生かした事業運営に積極的に取り組み、主催事業においては、統一テーマとして「環境」、「ボランティア」を掲げることで、13施設で効果的な事業を展開した。また、「環境」に配慮した運営を行うため、国際標準機構が定める「環境マネジメントシステム規格」であるISO14001の取得に向け、国立赤城青年の家をモデルケースとして取り組んだ。

## 2 業務マネジメントについて

### (1) 業務遂行上の情報の共有

同人は、人事・給与システム、会計システム、利用統計システムによる13施設の情報の共有化の推進を図り、事務の効率化を図った。

また、法人内に整備されているイントラネットを利用し、情報の共有化を推進するため、文書管理機能やライブラリ機能、スケジュール管理機能の追加・改善に向けての整備を行った。

### (2) 業務運営と役割分担

同人は、理事の立場として関わることの重要性を比較検討し、重要な業務に絞り込んで注力し、他の業務を適任の管理職員に担当させ指示を行った。また、管理職員から随時状況の報告を受け、問題が発生しそうな時は、いち早く理事長に報告し、判断を仰ぐなど、役割分担を明確にしつつ、理事長の下で業務が一体的に遂行されるよう傾注した。

### (3) 財務情報の理解と適切な指示

運営費交付金の収益化の手法として費用進行基準を導入し、法人業績を適切に開示するための財務会計の管理に努めるなど、常に同人のイニシアチブの下に法人の財務会計の基盤整備が図られた。

主な収入源となる運営費交付金について行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化係数として、毎事業年度について1%の業務の効率化を達成した。

初年度の13年度には、会計システムを導入し、13施設の支払い事務の一元化により、迅速かつ正確な処理が可能となり、会計事務の簡素化と効率化が図られた。

### (4) 業務マネジメントの組織内での徹底

同人は、法人化となった平成13年度に業務運営の効率化などを図るため、自己点検・評価の基本方針及び実施体制を整備し、各業務の改善を図るシステムを確立した。

さらに、外部有識者による業務評価委員会や運営委員会を設けるとともに、外部

評価を実施する体制を整備した。

また、13施設の統一した項目による、各施設の自己点検・自己評価を実施することとした。

職員の創意工夫を生かしつつ、事務の合理化に努めるとともに、常に利用者のニーズの把握やアンケート結果を業務内容の改善に生かすよう指導した。

#### (5) コンプライアンス（法令遵守）

同人は、管理職員に対し、現場の問題点を掌握した上で法令と照らし業務運営を行うことを促進するよう常に適切な指示を行った。

#### (6) 危機管理（予防保全）

平成13年度には、各施設のほとんどの建物が建築後20年以上経過しており、老朽化や機能の劣化が著しいことから、耐震診断を行うとともに計画的な改修工事を行った他、障害者のためのトイレやスロープ等の工事を行った。

平成15年度には、BSE問題などの食品の安全や東南アジア地域等を中心に流行したSARSに対応するため、利用者受入れに当たっての安全・衛生管理の徹底を図った。

#### (7) 危機管理（事後処理）

平成14年度には、浴室等のレジオネラ菌等検出対応に際しても、迅速かつ的確な対応を行った。また、常に利用者の安全・衛生管理を図るとともに、緊急時における施設の対応についての危機管理マニュアルを作成した。

委員より法人に対して説明を求めたところ、法人より業績勘案率適用期間における事例はないとのことから、委員より、当該項目に関しては、「該当なし」とする旨の意見があった。

### 3 組織・人事マネジメントについて

#### (1) 役員会における活動

役員会は、理事長の下、定期的（毎週）に行われて、青年の家を取り巻く重要事項を中心に審議を行っている。

我が国の青年の健全育成の振興を図るための中核的機関としての新規事業の充実及び健全育成に向けた国の施策の中核を担う機関としての既存事業の改善について、同人から永年の知見に基づく行政的見識の下、建設的な意見が出された。

#### (2) 後任者の育成

同人の後任者については、同人が平成15年3月まで併任していた国立中央青年の家所長に平成15年4月1日付けで独立行政法人国立少年自然の家国立那須甲子少年自然の家所長から就任した本木光史氏が、所長在任1年後に就任した。